

建設業許可

一般建設業許可

特定建設業許可

要件

- 営業を行おうとする都道府県知事の許可が必要
- 経營業務の管理責任者を有すること
- 営業所ごとに置く専任技術者を有すること
- 誠実性を有すること
- 財産的基礎または金銭的信用を有すること
- 欠格要件に該当しないこと

- 資本金の額が2,000万円以上であること
- 申請直前の決算において、純資産合計が4,000万円以上であること
- 流動比率（流動資産 / 流動負債）が75%以上であること
- 欠損がある場合は、その額が資本金額の20%を超えていないこと
- 許可を受けようとする業種で5年以上の経営経験
- 許可を受けようとする業種以外の業種で6年以上の経営経験
- いずれかの許可業種で6年以上の補佐経験

500万円以上（材料費・税込）の工事でも上限金額関係なく請負可能

発注者から直接工事を請け負った際に、1件の建設工事（元請工事）につき合計額が4,000万円以上

（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の工事を下請契約可能